

Q14

浸水被害を減らすために、何かできることはありますか？

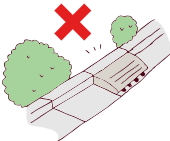
A14

公道上の公共雨水ますをふさがないで下さい。
また、雨水浸透施設の設置にご協力をお願いします。

- 公共雨水ますをふさぐこのような行為は、
雨水が入りにくくなり、浸水の原因となります。

「公共雨水ます」の上に物を
置かないでください

「公共雨水ます」にゴミを入
れないでください



公共雨水ます

- 「雨水浸透施設」の設置のご協力をお願いします。

雨水浸透施設とは、下水道管へ流れ込む雨水の量を抑制するため、屋根などに降った雨をすみやかに地中に浸透させる施設のことです。下水道局では公道上に雨水浸透施設の設置を進めています。宅地内への設置には助成制度を設けている区もありますので、ぜひ設置にご協力をお願いいたします。

雨水浸透施設の一例



浸透ます



浸透管

令和7年4月現在、雨水浸透施設の助成等の制度がある区は次のとおりです。(墨田、品川、目黒、大田、世田谷、杉並、北、板橋、練馬の各区)



お客さまへのお願い

半地下家屋などでは浸水被害に十分ご注意ください！

半地下家屋、地下室では、

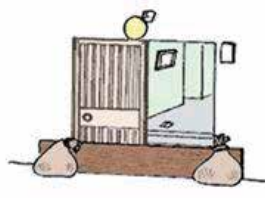
- 道路面から建物に、雨水が流れ込むと、浸水するおそれがあります。
また、流れ込んだ水圧によりドアが開きにくくなり危険です。
 - ・ 浸水のおそれがあるときは、半地下部などへ入らないようにしてください。
 - ・ 浸水防止のための土のう、水のう、止水板などを準備してください。
- 豪雨時に下水道管内の水位が上昇することにより、道路面より低い場所にトイレや風呂場などがあると、下水が逆流する場合があります。
 - ・ 汚水用排水ポンプ槽などを設置し、下水が逆流しない構造にしてください。



土のう



ごみ袋による簡易水のう



簡易止水板

※土のうステーションを設置している区もあります。
詳細は各区にお問い合わせ下さい。

雨水浸透施設の設置の際は、各下水道事務所
お客さまサービス課にご相談ください。